

充実した夏休みを過ごすために

まもなく夏休みに入ります。この約1カ月間を充実した楽しい夏休みにするために、以下の点に御留意いただき、御家庭での御指導をよろしくお願いいたします。

1 非行や被害防止のため、正しい判断力や強い意志をもたせましょう

- (1) 現在の中学生は、人との関わりが不足し、コミュニケーションに課題を感じる生徒が増加しています。また、SNSなどの利用時間が増加しオープンチャットにおいて外部の人との接点ができただけで学校外・地域外につながりを求め、トラブルに発展するケースが増えており、他校での事例が八王子市内の警察署からも報告を受けています。

ケース①：新宿歌舞伎町などのトー横（現在のTOHOシネマ横の広場）などの繁華街に出入りするケース

夏休み中の外出には十分に注意をはらい、絶対にこうした場所に入出入りすることがないようにしてください。夏休み中は警察の補導ならびに児童相談所などへの通告が予想されますので御注意ください。

ケース②：SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて知らない人物とつながり、トラブルに巻き込まれるケース

近年、SNSを通じて生徒が見知らぬ人と簡単につながることができるようになっており、いわゆる「ネット友（インターネット上だけでやりとりする友達）」が増えています。またそのネット友と実際に会い、トラブルに発展するケースが全国的に報告されています。SNS上でのやり取りはあくまで顔の见えない相手であり、安易に人とつながったり、実際に会うことは非常に危険です。



ケース③：SNSを通じて「高収入」「簡単に稼げる」と誘われ、「闇バイト」に巻き込まれるケース

近年、SNS等を通じて中高生を誘い、違法行為に加担させる「闇バイト」の勧誘が問題になっています。特殊詐欺の「受け子（現金やキャッシュカードを受け取る役割）」「出し子（キャッシュカードを使ってATMからお金を引き出す役割）」などに中学生が関わったケースが実際に確認されており、最悪の場合、加害者として刑事責任に問われる事態にも発展しています。

御家庭でもお子様がどのようなSNSを使っているか、誰とやりとりしているかを定期的に確認してください。

リアルコミュニケーションとの違い…保護者の皆様の中学生時代の思い出といえば、夏祭りなどに仲の良い学校の友達と一緒に出かけたりすることだったと思います。こうした体験はリアルコミュニケーションの世代のもので中心となる子どもの存在が明確になり、自然と子どもたちの中にも上下関係が生じやすいのですが、今の子どもたちはこうしたリアルコミュニケーションに加えて、SNSなどを通じたオープンでフラットなコミュニケーションでお互いに平等な関係に安らぎを求める傾向が強まっており、実際には会ったことのない人と行動を共にすることも珍しくはありません。「今日は誰と遊ぶの？」と聞いても、本人自身がそれを全て把握していないケースもあるので、注意が必要です。

(2) 深夜の無断外出、無断外泊は非行の始まりです。子どもが保護者の許可なく外泊をすることはできません。また、保護者の許可のない子どもを自宅に泊めることは、監護権の侵害となります。相手方の保護者の承諾なく無断での外出及び外泊はさせないでください。子どもだけでの外泊や深夜の外出は、集団意識から、思いがけない行動に発展する場合がありますので、特に御注意ください。これまでも無断外出により警察に保護され児童相談所に通告されるケースが出ています。

監護権…親権に含まれる子供に関する権利のことで、子供と共に生活をして日常の世話や教育を行う権利のことを指します。主に未成年の子供を持つ保護者（親権者）が持つ権利であり、民法820条、刑法で保護された親の義務でもあります。

(3) 従来にない人間関係には十分注意を払うようにお願いいたします。お祭りなどで他校生との接触ができて、そこから思いもかけない事件に発生するケースがありますので、お子様の行動や変化には十分な注意を払っていただくことをお願い申し上げます。

諏訪神社例大祭（諏訪祭り）…8月26日・27日に開催されているお祭りです。この地域では最も大きいお祭りとなり、地域内外から様々な人が来場します。数年前には十代の少年が被害者となる殺人未遂事件も発生し、恐喝事件・自転車の盗難や様々な事件が発生しています。例年、他校とのトラブルやカツアゲ・自転車盗難・窃盗・傷害・呼び出しなどが報告されています。出入りをする際には早めの時間や保護者監督下で参加するなど十分に注意をしてください。また、自転車は駐輪場がごった返す上に鍵をつけていないと盗まれるケースも多数報告されており、十分に注意が必要です。今年度も高尾警察署や地域の中学校の各青少対・PTAが中心となって教員も見守りをしていきます。



(4) 派手な服装は慎み、必要以上の金銭は持ち歩かないようにさせてください。恐喝事件や盗難に巻き込まれる心配があります。また、大金を持って繁華街やゲームセンターへ出入りすると、思わぬトラブルにつながりますので御注意ください。ゲームセンターに16歳未満の子どもが保護者の同伴なく立ち入ることはできません。補導されるケースが増加していますのでご注意ください。八王子駅周辺やイーアス高尾は警視庁少年センター・八王子警察署少年係・高尾警察署少年係が中心となって防犯のための補導活動を行っています。



(5) 外出する時は、『誰と』『どこへ』『何をしに』『いつ帰るか』等をきちんと確認してから送り出してください。なお、友達の家へ遊びに行く場合、相手の家の方がいらっしゃる場合には遠慮させてください。また、緊急時の連絡手段を必ず御確認ください。

(6) 中学生はバイク等に興味を示す時期です。公道上でなければ乗ってみても大丈夫と誘われ乗車するケースが増えています。しかし、公道上でなくても絶対にバイクに乗らないように指導をしてください。夏休みに周囲から進められてバイクに乗車し触法事件に発生するケースもありますので注意が必要です。乗車することで興味・関心が増していき、先輩から借りて公道上を無免許運転で走行するなどエスカレートしていき触法行為となり逮捕・補導されるケースがあります。恩方中学校の周辺でも中学生がバイクに乗車している通報が入っており、所轄警察署には夏休み巡回依頼を行っておりますので気になることがありましたら110番または警察署まで情報提供をお願いいたします。



(7) 喫煙・飲酒・薬物乱用・万引き等は触法行為です。絶対にさせないでください。見かけた場合は、毅然とした態度で接し、すぐにやめさせてください。

(8) インターネットや携帯電話・スマートフォンによるトラブルが増えて
います。御家庭でも携帯電話・スマートフォン等の利用方法についてはお
子様とよく話し合いのうえ、使用状況について御留意願います。また、フ
ィルタリングをかけていただきますようお願い申し上げます。特に性的
画像のやり取りによる触法行為や、生徒自身の裸の画像を撮影・所持をす
ると児童ポルノとして厳罰化の傾向がありますのでご注意ください。



児童ポルノ禁止法…平成26年6月18日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同月25日に公布され、同年7月15日から施行されました。児童ポルノは製造・所持で処罰されます。

性的姿態撮影等処罰法…本人の同意なく性的画像を撮影・所持することは厳罰化されることとなりました。いわゆる盗撮による犯罪や隠し撮りに対する処罰を、条例違反で処罰していたものを全国一律で処罰するための法律です。2023年6月23日に公布され、2023年7月13日に施行されました。

(9) お寺や神社、公園等で夜遅くまで遊ばないようにさせてください。また、お菓子の袋や空き缶、ペットボトル等のゴミをちらかさないようアドバイスしてください。公共のマナーを守り、きれいに使うように御指導お願いいたします。

(10) 恩方市民センターの使用についてはルールを守って、公共施設に迷惑のかからないように注意してください。以下の内容は禁止です。

- ・大声で叫ぶ
- ・ゴミを捨てる
- ・音楽を大音量で聞く
- ・床に寝そべる
- ・駐車場で遊ぶ
- ・車を傷つける
- ・集団で集まる
- ・床に水をまく

2 交通事故を未然に防ぎましょう

自転車の乗り方には、十分に注意させてください。八王子市内では長期休暇中の自転車事故が急増しており、死亡事故にいたるケースも出ています。また令和8年4月から道路交通法が改正され、自転車に「青切符（反則金）制度」が導入されており、今まで以上に自転車の乗り方には注意が必要です。特に、「並列走行」「無理な追い越し」「スピード出し過ぎ」「二人乗り」は事故に繋がる極めて危険な走行です。御家庭でも繰り返し声を掛けてください。また、登下校中以外でも自転車のヘルメット着用は義務付けられています。基本的な道路交通法を遵守し、安全に使用するように御指導をお願いいたします。

3 水難、火災事故や山岳遭難にご注意ください

(1) 水難事故が多発する時期です。今年に入ってから中学生が溺れて死亡する事故が多数報道されています。海や川へ出かけるときは、大人が引率する等の細心の注意を払ってください。子どもだけでは川遊びには絶対に行かせないでください。特に今年は台風や線状降水帯による急激な水位上昇など災害リスクも懸念されています。十分な警戒をお願いいたします。

また、子どもたちだけで恩方川等で水遊びをしないことを、再度御確認ください。

(2) 花火による火災の危険性は十分に考えられます。圏央道周辺での火の使用や花火の使用は高速道路の通行を妨げる行為となり大事故や場合によっては多額の賠償金に発展するケースがあります。公共の公園内でも火の使用は規制されていますのでご注意ください。花火をする際は爆竹やロケット花火の使用は禁止です。大人の指導の下、基本的なマナーを守って楽しみ、危険防止に努めてください。

(3) 例年、7月・8月の夏季に向けて登山中の山岳遭難が多発する傾向にあります。登山コースの事前学習不足や地図とコンパスの不携帯、地図読みスキルの不足等は道迷いの原因となり得ます。転倒・滑落事故では、「つまづき」や「スリップ」といったことが原因となっており、骨折等の重症を負うケースが目立っています。家族で登山をされる際には、入念な「登山計画」を立て、「登山地図アプリ」を活用する等、安全第一で実施してください。

4 獣害被害を未然に防ぐために

恩方地区周辺での獣害報告が急増しています。今年度はすでに学校周辺及び通学路付近でサルの目撃情報が相次いでいます。野生のサルは、生徒にとって脅威となる可能性があるほか、突然威嚇したり物を奪ったりすることもあるため、大変危険です。また、学校の近くで熊も目撃されています。野生動物がいた場合は「見ない・触れない・騒がない」の行動を心がけてください。また、公道上や家の軒先に野生動物が侵入した場合は110番通報をしてください。



5 その他

(1) 夏休み期間中の登校の服装は、標準服（もしくは体育着や部活動で指示された服装）です。また、教職員が出張等で校内にいないことがあります。勉強の質問など、特定の教員に用があるときは、あらかじめ電話や口頭で確認していただくとうまくいきます。

(2) 自転車通学の生徒は、自転車通学のきまりを守って夏季休業中も登下校させてください。夏季休業中は陣馬街道などに観光目的に自転車や自動車が多数走行しています。事故のリスクも増加していますので御注意ください。

(3) 夏休み期間中も各学年の自転車置き場を使用してください。

(4) 事件、事故、その他緊急連絡を必要とする場合は、学校へ御連絡ください。

恩方中学校 042-651-3652 午前8時5分～午後4時35分

(但し8月10日～17日は学校閉庁日のため、電話は通じませんので、緊急で連絡を必要とする場合は以下の番号までご連絡ください)

緊急連絡の場合のみ

八王子市教育委員会 042-620-7547 (教職員課)

042-620-7412 (教育指導課)

平日 午前8時30分～午後5時

事件・事故の場合

警察110番・消防119番